

## 見直しの経緯・見直しの概要及び期待される効果

### 1. 見直しの経緯

- ・社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査は、これまで全数調査により実施しているが、平成21年から、民間事業者による郵送での配布・回収に調査方法を変更したことにより、全数回収が困難になっている。
- ・平成24年調査より、行政記録情報を活用し、基礎的な項目（施設・事業所数、定員等）については、「基本票」として全数を把握できるようになったが、利用者数、従事者数などの詳細な項目を把握する「詳細票」については、全数の回収ができていないことから、統計結果精度及び有用性の向上が課題となっている。
- ・また、高齢化の進展等により、施設・事業所数の大幅な増加が見込まれるため、被調査者負担の軽減及び調査実施の効率化を図ることも課題となっている。

### 2. 見直しの概要及び期待される効果

#### 現行の調査

- 調査目的：基礎資料の取得
- 調査期日：毎年10月1日
- 調査客体：全数
- 調査結果：実数
- 調査方法：民間事業者による郵送

#### 【近年の課題】

- ◆調査結果（実数値）が実態と乖離している。
- ◆調査結果（実数値）での経年比較が困難となっている。



#### 見直し後の調査

- 調査目的：基礎資料の取得
- 調査期日：毎年10月1日
- 調査客体：基本票を全数、詳細票を抽出
- 調査結果：推計数
- 調査方法：民間事業者による郵送

#### 【期待される効果】

- ◇調査結果（推計値）の精度及び有用性の向上が図られる。
- ◇調査結果（推計値）の経年比較が可能となる。
- ◇標本調査となるため、記入者負担の軽減や調査実施の効率化が見込まれる。

# WGにおける検討事項・今後の主なスケジュール




## 3. WGにおける検討事項



- (1) 標本設計  
＜ 目標精度、抽出方法、推計方法等 ＞
- (2) 標本化に伴う今後の取組  
＜ 回収率向上のための取組等 ＞



## 4. 今後の主なスケジュール

| 平成29年   | 平成30年   |
|---|---|
| <p>4月～<br/>▷ 予算案の検討</p>  | <p>10月1日<br/>調査実施</p>   <p>7月～<br/>▷ 総務省への承認申請等調査実施のための準備</p> <p>2月～<br/>▷ 都道府県等への説明</p> |

## I 調査の概要

### 1 調査の目的及び対象

#### (1) 社会福祉施設等調査

全国の社会福祉施設等の数、在所者、従事者の状況などを把握し、社会福祉関連施策の基礎資料を得ることを目的に実施している。

対象は、全国の老人福祉施設、障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等の全数で、毎年10月1日現在の状況について調査を行っている。



(別添1-1より)

#### 調査対象及び調査事項

##### 1. 基本票

都道府県・指定都市・中核市を対象とし、以下について把握する。

- ・施設基本票：施設の種類、施設名、所在地、設置・経営主体、定員等
- ・事業所基本票：事業所の種類、事業所名、所在地、経営主体等

##### 2. 詳細票

基本票で把握した社会福祉施設等及び障害者総合支援法による障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所並びに児童福祉法による障害児通所支援事業所及び障害児相談支援事業所を対象とし、以下について把握する。

- ・施設詳細票：在所者の状況、従事者数等
- ・事業所詳細票：サービスの種類と提供状況(利用者数等)、従事者数等

## (2) 介護サービス施設・事業所調査

全国の介護サービス施設・事業所の数及びその利用状況、従事者の状況並びに利用者への提供内容などを把握し、介護サービス関連施策の基礎資料を得ることを目的に実施している。

対象は、介護保険制度における施設・事業所の全数で、毎年10月1日現在の状況について調査を行っている



(別添1-2より)

### 調査対象及び調査事項

#### 1. 基本票

都道府県を対象とし、以下について把握する。

- ・施設基本票：法人名、施設名、所在地、定員 等
- ・事業所基本票：法人名、事業所名、所在地 等

#### 2. 詳細票

基本票で把握した介護保険制度における全国の介護予防サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所(地域包括支援センター)、居宅サービス事業所、地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所及び介護保険施設を対象とし、以下について把握する。

- ・介護保険施設：在所者数、居室の状況、従事者数 等
- ・居宅サービス事業所等：利用者数、従事者数 等

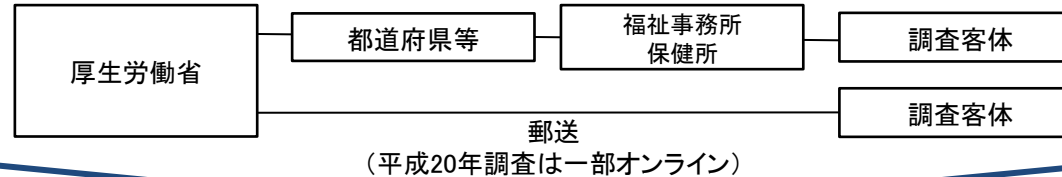
# 調査の概要: 調査方法

## 2 調査方法

(別添2より)

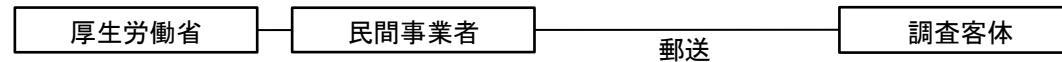
### 平成20年調査以前

施設・事業所に対し、都道府県等による調査票の配布・回収(一部の調査票は厚生労働省による郵送)により調査を実施。



### 平成21～23年調査

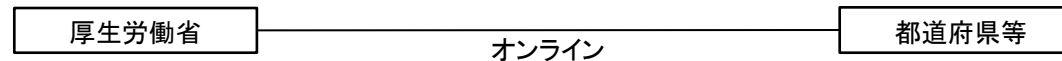
施設・事業所に対し、厚生労働省が委託した民間事業者による調査票の配布・回収(郵送)により調査を実施。



### 平成24年調査以降

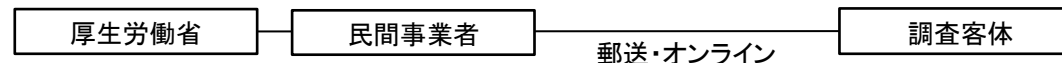
#### 【基本票】

行政情報から把握可能な項目は、都道府県等に対し、オンラインによる調査票の配布・回収により調査を実施。



#### 【詳細票】

基本票以外の項目は、施設・事業所に対し、厚生労働省が委託した民間事業者による調査票の配布・回収(郵送・オンライン)により調査を実施。



# 見直しの概要：現状と課題(1)

## Ⅱ 見直しの概要

### 1 現状と課題

両調査は、毎年、全数調査として実施してきており、平成20年調査までは、都道府県等により調査票の配布・回収を行っていたため、ほぼ全数を回収していた。

平成21年調査から民間事業者に委託し、直接郵送による調査票の配布・回収を行うこととした影響により、調査票(平成24年調査からは詳細票)の全数を回収することができなくなったため、実態との数値の乖離が生じているほか、調査年ごとに回収率が変動するため、実数での経年比較が困難になっている。

こうした状況を踏まえ、統計結果の精度及び有用性を向上させることが課題となっている。

(別添3-1及び3-2より)

#### 社会福祉施設等調査 回収率の推移(抜粋)

(単位：%)

|         | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 保育所等    | 97.3  | 94.1  | 93.9  | 95.4  | 93.5  | 93.5  | 94.5  |
| 有料老人ホーム | 92.8  | 86.7  | 83.3  | 83.7  | 87.8  | 88.0  | 84.8  |

#### 介護サービス施設・事業所調査 回収率の推移(抜粋)

(単位：%)

|                       | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 |
|-----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 訪問介護                  | 85.8  | 79.1  | 77.8  | 80.1  | 80.5  | 79.1  | 78.5  |
| 通所介護                  | 93.1  | 87.9  | 86.0  | 87.1  | 86.7  | 85.0  | 84.3  |
| 居宅介護支援事業所             | 91.2  | 86.1  | 85.4  | 87.2  | 87.1  | 86.0  | 85.8  |
| 介護予防支援事業所(地域包括支援センター) | 96.8  | 91.6  | 92.2  | 93.7  | 93.9  | 93.2  | 92.6  |

## 見直しの概要：現状と課題(2)

また、高齢化の進展等により、施設・事業所数が今後も大幅に増加することが見込まれることから、統計調査を安定的・継続的に実施していくため、被調査者負担の軽減及び調査実施の効率化を図ることが課題となっている。

(別添4-1及び4-2より)

### 社会福祉施設等調査 施設・事業所数の推移(抜粋)

各年10月1日現在

|                          | 平成24年  | 平成25年  | 平成26年  | 平成27年  |
|--------------------------|--------|--------|--------|--------|
| 保育所等                     | 23 740 | 24 076 | 24 509 | 25 580 |
| 有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外) | 7 519  | 8 502  | 9 632  | 10 651 |

### 介護サービス施設・事業所調査 施設・事業所数の推移(抜粋)

各年10月1日現在

|                       | 平成24年  | 平成25年  | 平成26年  | 平成27年  |
|-----------------------|--------|--------|--------|--------|
| 訪問介護                  | 31 075 | 32 761 | 33 911 | 34 823 |
| 通所介護                  | 34 107 | 38 127 | 41 660 | 43 406 |
| 居宅介護支援事業所             | 35 885 | 37 540 | 38 837 | 40 127 |
| 介護予防支援事業所(地域包括支援センター) | 4 430  | 4 539  | 4 564  | 4 726  |



## 2 見直しの方向性と期待される効果

### (1) 見直しの方向性

現在は、全数調査であっても詳細票の回収率が100%に至っていないため、実態との乖離が生じているほか、調査年ごとに回収率が変動するため、実数での経年比較が困難な状況にある。

これらの課題に対応するため、両調査について、全数調査から標本調査への見直しを行うこととする。

### (2) 統計結果の精度及び有用性の向上

標本調査方式の導入を機に、1/1抽出のサービスを含む全てのサービス別に一定の精度の下で母集団全体の状態を推計するため、統計結果の精度が向上するとともに、経年比較が可能となることにより統計結果の有用性についても向上が図られる。

### (3) 被調査者負担の軽減及び調査実施の効率化

標本調査方式の導入により、調査客体数の減少に伴う被調査者の負担軽減が図られるほか、調査客体の減少に連動し調査票も減少するため、調査実施面での効率化が図られる。

## 3 実施時期

両調査は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づき、民間競争入札によって委託業者を選定しており、その事業は国庫債務負担行為により3か年を一事業単位としている。

このため、今般の見直しは、次期事業期間となる平成30年度より実施する。（現在実施中の事業は、平成27年度～29年度の3か年である。）



## Ⅲ 標本設計の考え方

### 1 基本票について

サービス別の施設・事業所数等の基本的情報については、これまでと同様に、都道府県等を対象とした基本票により、毎年全数を把握する。

### 2 詳細票について

詳細票については、統計結果の精度及び有用性を向上させるとともに、被調査者負担の軽減及び調査実施の効率化を図る観点から、標本調査を導入する。

#### (1) 基本的な考え方

両調査の詳細票により得られた数値は、国又は都道府県において、主に保育士や介護従事者の人材確保対策を検討する際の基礎資料として活用されている。このため、標本調査の導入に当たっては、サービス別に、中心的な職種の都道府県別数値の結果精度を維持することが可能な標本数を確保する。

#### (2) 抽出方法

両調査の前年調査により得られた名簿に記載された施設・事業所を母集団とし、サービス及び都道府県を層とする層化無作為抽出法により抽出する。

#### (3) 目標精度

両調査ともに、サービス別に、中心的な職種の都道府県別従事者数及び常勤換算従事者数の標準誤差率が5%以内となることを目標精度とする。

## (4) 標本調査の対象サービス

平成25年調査結果を用いて、サービス別に、中心的な職種の都道府県別従事者数及び常勤換算従事者数の標準誤差率が5%以内となるよう目標精度を設定するとともに、前年調査までの回収率を勘案しつつ標本設計を行った結果、両調査における標本調査の対象サービスは以下のとおりとする。

### ＜社会福祉施設等調査＞

- ① 保育所
- ② 有料老人ホーム  
(サービス付き高齢者向け住宅以外)
- ③ 上記以外のサービスについては、  
1/1抽出とする

### ＜介護サービス施設・事業所調査＞

- ① 訪問介護
- ② 通所介護
- ③ 居宅介護支援
- ④ 介護予防支援
- ⑤ 上記以外のサービスについては、  
1/1抽出とする

### 【参考】

平成25年調査結果を用いて抽出率を試算した結果は、右表のとおりである。

| 対象サービス  | 母集団    | 中心的な職種     | 抽出率  |
|---------|--------|------------|------|
| 保育所     | 23,427 | 保育士        | 約20% |
| 有料老人ホーム | 8,502  | 介護職員       | 約70% |
| 訪問介護    | 32,761 | 訪問介護員      | 約50% |
| 通所介護    | 22,680 | 介護職員及び看護職員 | 約60% |
| 居宅介護支援  | 37,540 | 介護支援専門員    | 約30% |
| 介護予防支援  | 4,539  | 専門職員       | 約60% |

注：通所介護の算出の基礎となるデータは、平成27年調査結果を用いた。

# 標本設計の考え方: 詳細票について(3)

## 【社会福祉施設等調査】 調査対象施設・事業所一覧

### 生活保護法による保護施設

救護施設  
更生施設  
医療保護施設  
授産施設  
宿所提供施設

点字出版施設  
聴覚障害者情報提供施設

その他の児童館  
児童遊園

計画相談支援事業所  
地域相談支援(地域移行支援)事業所  
地域相談支援(地域定着支援)事業所  
短期入所事業所  
共同生活援助事業所  
自立訓練(機能訓練)事業所  
自立訓練(生活訓練)事業所  
宿泊型自立訓練事業所  
就労移行支援事業所  
就労継続支援(A型)事業所  
就労継続支援(B型)事業所

### 老人福祉法による老人福祉施設

養護老人ホーム(一般)  
養護老人ホーム(盲)  
軽費老人ホーム A型  
軽費老人ホーム B型  
軽費老人ホーム(ケアハウス)  
都市型軽費老人ホーム  
老人福祉センター(特A型)  
老人福祉センター(A型)  
老人福祉センター(B型)

### 売春防止法による婦人保護施設

婦人保護施設

### 母子及び父子並びに寡婦福祉法による

#### 母子・父子福祉施設

母子・父子福祉センター  
母子・父子休養ホーム

### 児童福祉法による児童福祉施設等

助産施設  
乳児院  
母子生活支援施設  
幼保連携型認定こども園  
保育所型認定こども園

### その他の社会福祉施設等

授産施設  
宿所提供施設  
盲人ホーム  
無料低額診療施設  
隣保館  
へき地保健福祉館  
有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)  
有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅であるもの)

保育所  
小規模保育事業所  
小規模保育事業所(A型)  
小規模保育事業所(B型)  
小規模保育事業所(C型)

### 障害者総合支援法による障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所

居宅介護事業所  
重度訪問介護事業所  
同行援護事業所  
行動援護事業所  
療養介護事業所  
生活介護事業所  
重度障害者等包括支援事業所

### 障害者総合支援法による障害者支援施設等

障害者支援施設  
地域活動支援センター  
福祉ホーム

家庭的保育事業所  
居宅訪問型保育事業所  
事業所内保育事業所  
児童養護施設  
障害児入所施設(福祉型)  
障害児入所施設(医療型)  
児童発達支援センター(福祉型)  
児童発達支援センター(医療型)  
児童心理治療施設  
児童自立支援施設  
児童家庭支援センター  
小型児童館  
児童センター  
大型児童館A型  
大型児童館B型  
大型児童館C型

### 身体障害者福祉法による

#### 身体障害者社会参加支援施設

身体障害者福祉センター(A型)  
身体障害者福祉センター(B型)  
障害者更生センター  
補装具製作施設  
盲導犬訓練施設  
点字図書館

…抽出対象

## 【介護サービス施設・事業所調査】 調査対象施設・事業所一覧

### 介護予防サービス事業所

介護予防訪問入浴介護  
介護予防訪問看護ステーション  
介護予防通所リハビリテーション  
介護予防短期入所生活介護  
介護予防短期入所療養介護  
介護予防特定施設入居者生活介護  
介護予防福祉用具貸与  
特定介護予防福祉用具販売

### 地域密着型介護予防サービス事業所

介護予防認知症対応型通所介護  
介護予防小規模多機能型居宅介護  
介護予防認知症対応型共同生活介護

### 介護予防支援事業所(地域包括支援センター)

### 居宅サービス事業所

訪問介護  
訪問入浴介護  
訪問看護ステーション  
通所介護  
通所リハビリテーション  
短期入所生活介護  
短期入所療養介護  
特定施設入居者生活介護  
福祉用具貸与  
特定福祉用具販売

### 地域密着型サービス事業所

定期巡回・随時対応型訪問介護看護  
夜間対応型訪問介護  
認知症対応型通所介護  
小規模多機能型居宅介護  
認知症対応型共同生活介護  
地域密着型特定施設入居者生活介護  
地域密着型介護老人福祉施設  
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)  
地域密着型通所介護

### 居宅介護支援事業所

### 介護保険施設

介護老人福祉施設  
介護老人保健施設

…抽出対象

### (5) 結果の推計方法

サービス別、都道府県別に、母集団全体の状態を推計する。

### (6) 結果の表章

標本調査導入後は、詳細票の集計結果については、都道府県別までの表章とする。  
なお、基本票による集計については、従来と同様に市区町村までの地域表章が可能である。

## IV 今後の取組について

### 1 調査方法の変更により留意すべき点について

全数調査から標本調査へ変更することにより、ユーザー（調査結果の利用者）及び被調査者に対し、以下の点について留意するよう周知する必要がある。

#### <ユーザーへの周知>

標本調査方式を導入することにより、表章する結果数値も推計値となるため、これまでの集計結果と実数での比較を行うことができなくなる。

このため、これまでの調査結果との関係で注意が必要な点は、利用者に誤解や混乱が生じないよう、「利用上の注意」をホームページに掲載するなどにより周知する必要がある。

なお、平成30年調査以降は、同様の調査方法により実施するため、その連続性は確保される。

#### <被調査者への周知>

現在、両調査は、全ての施設・事業所を調査客体としているが、標本調査方式の導入により、抽出率が1/1以外のサービスの施設・事業所の中には、調査客体にならない場合もある。

このため、調査関係書類を送付する際は、標本調査への移行に伴い調査対象となる年とならない年が生じることを周知し、調査に対する混乱が生じないよう対処する必要がある。



## 2 回収率向上のための取組について

両調査は、回収率向上のための取組を多方面で行ってきているが、こうした回収率向上の取組は統計結果精度の維持・向上の観点から重要なものであり、今後も、これまでの取組に加え、オンライン調査の活用も含めた更なる取組について検討していく必要がある。

### 厚生労働省による取組

(別添5より)

#### 【施設・事業所に対する調査への協力依頼】

- 調査への協力依頼にかかる広報を実施
- 厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)名(公印入り)の協力依頼文書を送付

#### 【都道府県等に対する調査への協力依頼】

- 都道府県に対して、調査への協力要請等についての協力依頼を発出

#### 【関係団体に対する調査への協力依頼】

- 調査対象施設・事業所の関係団体に対して、調査への協力依頼を発出



### 調査受託者による取組

(別添5より)

#### 【調査票未提出施設・事業所に対する督促】

- はがき・電話による提出の依頼

